

ブランデンブルク州議会（1824年-1845年） に関する一考察

割 田 聖 史

はじめに

- I. ブランデンブルク州の成立
- II. ブランデンブルク州議会
 1. 「国制公約」から「州シュテンデ法」へ
 2. ブランデンブルク州議会個別法
- III. ブランデンブルク州議会
 1. 1820年代、1830年代の州議会
 2. 1840年代の州議会

おわりに

はじめに

本稿の目的は、ブランデンブルク州議会（1824-1845）の概要を示すことである。

州議会を分析する際に必須であるのは、議事録であり、ライン州、プロイセン州、ヴェストファーレン州に関しては1840年代の州議会議事録の復刻版が刊行されている。しかし、本稿で扱うブランデンブルク州議会の議事録はいまだ刊行されていないこともあり、本稿では議事録を利用できていない。ただし、シューベルトによる1840年代の八つの州議会の議事録の概要¹およびヒルデブランドの議事録の一部要約²が刊行されており、これらによりブランデンブルク州議会における議事の一端を知ることができる。また、アダミー／ヒューブナー編の『ブランデンブルク議会史』の中でベックが州議会を扱っており、その概観を追うことは可能である³。

そこで、本稿は、これらの既存の研究を参照して、ブランデンブルク州議会における議論の論点・課題を整理する。日本においても、近世期までのブランデンブルクに関する研究は多い。しかし、19世紀のブランデンブルク州に関する研究は少なく、またそのブランデンブルク州議会に関しては、

¹ Schebert, Wener, *Preußen im Vormärz. Die Verhandlungen der Provinziallandtage von Brandenburg, Pommern, Posen, Sachsen und Schlesien sowie —im Anhang— von Ostpreußen, Westfalen und der Rheinprovinz (1841-1845)* (Frankfurt a.M., 1999).

² Hidenrandt, Thomas, *Die Brandenburgischen Provinziallandtage von 1841, 1843 and 1845 anhand ausgewählter Verhandlungsgegenstände* (Frankfurt a.M., 2002).

³ Beck, Friedrich, *Die brandenburgischen Provinzialstände 1823-1872/75*, in: Adamy, Kurt/Hübener, Kristina (Hg.), *Geschichte der Brandenburgischen Landtage. Von den Anfängen 1823 bis in die Gegenwart* (Potsdam, 1998).

日本において紹介されておらず、概要を記すだけでも研究史に一定の寄与ができると考えられる。また、筆者自身はすでにいくつかの州議会に関して分析を行ってきたが、それらの州議会とブランデンブルク州議会を比較するための素材とするためにも、筆者にとっては概要であっても本稿の作業は有益であると考えている。

I. ブランデンブルク州の成立

1815年の国家行政再編成の際に成立したブランデンブルク州は、かつてのマルク・ブランデンブルクを基礎にしていたが、1815-1818年にはかなりの領域変更が行われた。この過程で、1816年からのブランデンブルク州は以下のように変化した。

1. クーアマルク (Kurmark) のうち、アルトマルク (Altmark) はザクセン州へ編入。
2. ノイマルク (Neumark)。ただし、ポンメルン州に編入されたシーフェルバイン郡 (Kreis Schievelbein)、アルンスヴァルデ郡 (Kreis Arnswalde) の一部を除き、シュレージェン州から得たシュヴィーブス郡 (Kreis Schwiebus) とザーゲン郡 (Kreis Sagen) のいくつかの地域、ポーゼン州から得たシェルマイゼル市 (Stadt Schermeisel) を加える。
3. 従来ザクセン辺境伯領であったニーダーラウジッツ (Markgraftum Niederlausitz)。ベルツィヒ (Belzig)、ダーメ (Dahme)、ユートルボク (Jüterbog)、フィンスターヴァルデ (Finsterwalde)、ゼンフトンベルク (Senftenberg) らの Amt とバルト (Baruth)、ホイエルスヴェルダ (Heyerswerda) (1825年にシュレージェン州へ)、ヴィッテンベルク (Wittenberg)、シュリーベン (Schlieben)、ザイダ (Seyda) などの Amt のうちのいくつかの地域

州は、三つに区分された。ベルリン、ポツダム県、フランクフルト・アン・デア・オーデル県である。ただし、ベルリンは1821年に都市郡 (Stadt Kreis) として、ポツダム県に編入された。ベルリンは、1875年にブランデンブルク州の紐帯から離れ、大ベルリン形成後の1920年には実質的にブランデンブルク州から独立した。ポツダム県は、ポツダムを県都とし、当初は13郡が属した。1836年にテルトウ郡 (Kreis Teltow) はシュトルコウ地域 (Herrschaft Stolkow) に縮小され、フランクフルト県に属していたベエスコウ地域 (Herrschaft Beeskow) と合わせ、14番目のベエスコウシュトルコウ郡 (Kreis Beeskow-Stolkow) を形成した。フランクフルト県は最初18郡が属していた。1827年のフランクフルト郡、1836年のキュストリン郡 (Kreis Küstrin) の解体のあと、16となった。県とは1816年からフランクフルト・アン・デア・オーデルであり、1828年から独自の都市郡を形成した⁴。

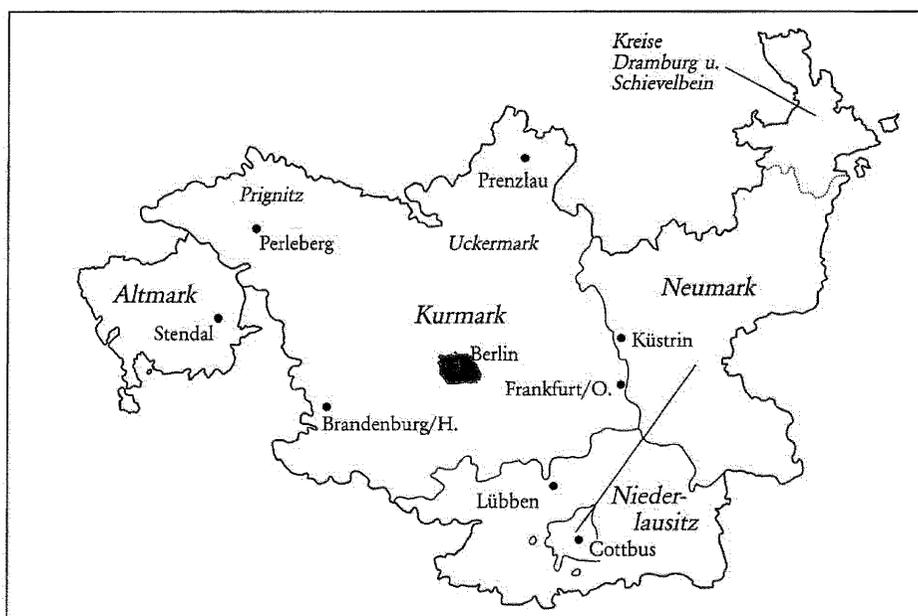
この結果、この新しい地域編成は下記の地図1、地図2のようになり、シュテンデ団体が代表していたような、古い、歴史的に成長してきた領域的諸関係とは大きく異なったものとなっていた。

面積で見ると、1815年に成立したブランデンブルク州は、39,000平方キロメートルであり、そのうちポツダム県が19,800平方キロメートル、フランクフルト・アン・デア・オーデル県が19,200

⁴ Hubatsch, Walter (Hg.), *Grundriß zur deutschen Verwaltungsgeschichte 1815-1945. Reihe A : Preußen. Bd. 5 : Brandenburg*, bearbeitet von Werner Vogel (Marburg/Lahn, 1975), S. 17; Beck, S. 7.



地図1 1815年のブランデンブルク州の行政区分 (Materna, Ingo/Ribbe, Wolfgang (Hg.), *Brandenburgische Geschichte* (Berlin, 1995), S. 38.)



地図2 マルク・ブランデンブルクとニーダーラウジッツの州シュテンデ内の4つの地域シュテンデの概要 (Beck, Friedrich, *Die brandenburgischen Provinzialstände 1823-1872/75*, in: Adamy, Kurt/Hübener, Kristina (Hg.), *Geschichte der Brandenburgischen Landtage. Von den Anfängen 1823 bis in die Gegenwart* (Potsdam, 1998), S. 15)

であった。州の人口は1,494,122人であった⁵。ブランデンブルク州は、プロイセン王国の首都ベルリンを抱える地域であり、19世紀前半から急速に産業化していった地域である。その結果、1871年には、州の人口は、2,036,812人に増加した。ポツダム県が1,002,306人、フランクフルト・アン・デア・オーデル県が1,034,506人であった。ベルリン周辺の人口は、1815年の19万から1848年の40万へ、さらに1871年には825,937人へとベルリンの人口増加は極めて急激であった⁶。このことからわかるように、ブランデンブルク州は、プロイセンの産業化の中心の一つであった。

州の長である州長官は、州の成立から1848年までは、1815年から1824年までハイデブレック (Georg Christian Friedrich von Heydebreck (1765-1828))、1825年から1840年まではバセヴィッツ (Magnus Friedrich von Bassewitz (1773-1858))、1840年から1848年まではメディング (August Friedrich Wilhelm Werner von Meding (1792-1871)) の3人であった。特にバセヴィッツは、その在任期間も長く、ブランデンブルク州議会に深く関わった⁷。

II. ブランデンブルク州議会

1. 「国制公約」から「州シュテンデ法」へ

プロイセン王国における代表制度の問題は、プロイセン改革の構想段階から提案されていた。ナポレオン戦争が終結した1815年、ウィーン会議の結果ドイツ連邦が成立した。1815年5月に調印されたドイツ連邦規約第13条には、「連邦を構成する全ての個別領邦にはラントシュテンデ制が施行されるであろう」と規定された⁸。この「ラントシュテンデ制」をめぐる解釈は、各領邦に任されていた。

以前からプロイセン国内で懸案であった代表制度、そして、ドイツ連邦規約が定めるラントシュテンデ制の実現のために、プロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム3世は、1815年5月22日に「国民代表制の設立についての規定 (Verordnung über zu bildende Repräsentation des Volks)」を布告した⁹。この布告は、単一の国民の代表制 (eine Repräsentation des Volks) の設立を明確に宣言している。この国民代表制は、州シュテンデから構成されるのであるが、州シュテンデがすでに存在するところでは「時代の要求にしたがって」州シュテンデを改編し、存在しないところでは新たに設立されるものであった。そして、この国民代表会議の権能は、課税を含めて市民の人権や所有権に関する立法のすべての対象についての審議とされた。

そのため、この規定は、代表制度に初めて触れた1810年10月27日の「財政行政に関する勅令」¹⁰に続くものとして、「第二の国制公約」と位置付けられるが、より明確なかたちで国民代表に触れて

⁵ Müller, Hans-Heinrich/Müller, Harald, Brandenburg als preußische Provinz. Das 19. Jahrhundert bis 1871, in: Materna, Ingo/Ribbe, Wolfgang (Hg.), *Brandenburgische Geschichte* (Berlin, 1995), S. 410.

⁶ Beck, S. 8; Müller, Hans-Heinrich/Müller, Harald, S. 409.

⁷ Hubatsch (Hg.), S. 35.

⁸ Klüber, Johann Ludwig (Hg.), *Schlußacte des wiener Congresses, vom 9. Jun. 1815, und Bundesacte oder Grundvertrag des teustchen Bundes, vom 8. Jun. 1815* (Erlangen, 1816), S. 122.

⁹ GS 1815, S. 103-104.

¹⁰ Huber, Ernst Rudolf (Hg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*. Bd. 1: *Deutsche Verfassungsdokumente 1803-1850* (Stuttgart, 1961), Nr. 9 (9), S. 44-46.

いるため、この1815年5月22日が代表制要求の基礎とされる。また、1820年1月17日、国債発行の際には国民代表の賛成を必要とした「国債法」が公布された¹¹。この「国債法」は「第三の国制公約」と位置付けられる。

しかし、最終的には、1822年6月11日の勅令により、憲法が事実上無期延期されたため、全国レベルの単一の国民代表を導入する計画は挫折した。

他方で、州の代表機関の設置に関しては進行し、1821年10月30日の勅令により、州シュテンデに関する提案をまとめるべく王太子委員会が設けられ、委員会は州の名士たちの意向を確かめながら州シュテンデの制度化を進めることになった¹²。その結果1823年6月5日の法律（以下「州シュテンデ法」）により、プロイセンの八つの州にそれぞれ州議会を導入することが布告され¹³、州議会の導入とその主体である州シュテンデの性格が規定されている。

まず、州シュテンデは土地所有を条件とする。また、州議会の権限は、「人権、所有権、および、税に関する変更が対象となる一般の法案の草案」における州に関する事項の審議、州全体やその一部の特別な福祉や利益に関係する請願の審議、州のコムーナル事務 (Kommunal=Angelegenheit) と定められた。しかし、州議会は諮問機関にとどまり、召集権や課税権を持たず、その決定も国王の承認と監督の下に置かれた。

州議会の主体である州シュテンデに関する具体的な規定は、各州ごとの個別法によって規定されることになっており、その個別法は1823年から1824年にかけて公布された。

2. ブランデンブルク州議会個別法

ブランデンブルク州シュテンデに関する個別法は1823年7月1日に、プロイセン州の個別法と同時に公布された¹⁴。ブランデンブルク州シュテンデは、マルク＝ブランデンブルクとマルク伯領ニーダーラウジッツの州シュテンデが正式名称である。まず、この個別法は、ブランデンブルク州議会を構成するシュテンデを、クーアマルク、ノイマルク、ニーダーラウジッツと規定した (§ 1)。

この後の規定の項目は、各州の個別法で規定されている項目と同一であり、その具体的な条件だけが異なる。

ブランデンブルク州の個別法では、ブランデンブルク州シュテンデは、三つの身分から構成されることが規定された。第一身分はかつてのブランデンブルク司教座教会参事会、ゾルムス＝バルト伯 (Graf zu Solms=Baruth)、ニーダーラウジッツの領主身分 (Herrenstand) および全領域の騎士領所有者、第二身分は都市、第三身分は、その他の土地所有者、永代借地人 (Erbpächter)、農民 (Bauer) であった (§ 2)¹⁵。

議席に関しては、ブランデンブルク司教座教会参事会とゾルムス＝バルト伯は単独議席を持った

¹¹ GS 1821, S. 9-16.

¹² 王太子委員会の議論については Obenaus, Herbert, *Anfänge des Parlamentarismus* (Düsseldorf, 1984), S. 151-209.

¹³ GS 1823, S. 129-130.

¹⁴ GS 1823, S. 130-138. 以下カッコ内の番号はこの規定の条文番号。

¹⁵ 三身分制の州はプロイセン、ブランデンブルク、ポンメルン、ポーゼンの4州。シュレージェン、ザクセン、ライン、ヴェストファーレンが四身分制である。vgl. Obenaus, S. 160.

(§ 3)。クーアマルクでは、ブランデンブルク司教座教会参事会 1、ソルムス＝バルト伯 1、騎士領所有者 20 で第一身分は合計 22、第二身分は 14、第三身分は 8 の合計 44 であった。ノイマルクでは、第一身分は 6、第二身分は 4、第三身分は 2 の合計 12 であった。ニーダーラウジッツでは、領主 1、騎士領所有者 5、で第一身分は合計 6、第二身分は 4、第三身分は 2 の合計 12 であった。この結果、ブランデンブルク議会全体では、第一身分 34、第二身分 22、第三身分は 12 の合計 68 議席となった (§ 4)。

州議会では、原則的に、騎士領所有者：都市：農村の各身分の比率が、3:2:1 で配分されていた¹⁶。ブランデンブルク州はほぼこの原則通りである。

議員の被選挙資格は以下のとおり。1) 10 年間連続した土地所有、2) キリスト教徒、3) 生年 30 歳以上、4) 品行方正であること (der Unbescholtene Ruf) (§ 5)。選挙資格は、生年 24 歳以上であることと土地所有に関して 10 年連続という条件がない点で相違がある (§ 12)。

個々の身分の構成員の条件に関しては以下のように規定されている。第一身分は、貴族出身であるかは考慮せず、騎士領を所有していることが条件となっている (§ 7)。聖職者・軍人・官吏なども騎士領を所有していれば第一身分とされる (§ 8、9)。第二身分は、都市で土地を所有し、職業を有するものとされ (§ 10)、第三身分は、主に農業のための土地を所有しているものとされた (§ 11)。

つまり、これらの条件を見ると、州議会の議員資格の必要条件は土地所有のみであって、生得身分が議員資格に影響を与えなくなったといえるだろう。

州議会の開催は、最初の 6 年間は 2 年ごと、その後については後に決定されるとされ (§ 30)、会期も状況に応じて決定されるものであり (§ 31)、定期的なものではなかった。州議会の成立と決議には、議員の四分の三の賛成が必要とされた (§ 38)。

審議に関しては、二つのマルクとニーダーラウジッツのシュテンデは「不可分の統一体」と規定され、共同で議論するとされた。州議会の審議とは、具体的には、請願について審議し、国王に提出するかどうかを議論するものであった。その際、個々の請願の最終的な決議は、議員の三分の二の票を必要とした (§ 46)。また、身分ごとや地域ごとに利害が分かれた際、州議会全体の多数決では、ある身分や地域がその意図を表明できない場合が生じる。そこで、要求があった場合には、身分別の会合を開いたり (§ 47)、その地域の議員は自身の見解を示すことができた (§ 48)。請願や苦情は、個別利害ではなく州全体に関連するものとされ、また議員は選挙母体からの拘束委任ではなく、州全体の利害を視野に入れることが要求された (§ 49、§ 52)。そして、すべての請願は書面で提出されなければならない、一度退けられたら新しい理由が生じなければ再び議論することは禁じられた (§ 50)。

また、州議会は、他の州や郡シュテンデとは関連する組織ではなく、そのため相互の情報の交換は行われなかった (§ 51)。

州議会の議長は、第一身分の議員の中から国王によって任命された州議会マルシャル (Landtagsmarschall) が務めた (§ 29)。州議会マルシャルは、議会運営においては、審議迅速化のため委員会

¹⁶ Obenaus, S. 184.

の設置とその構成員を任命する権限をもち (§ 40)、議事規定を決定することができた (§ 41)。さらに、議員が州議会に動議を行う場合、その議員は動議についての所見を書面で州議会マルシャルに届け出なければならず (§ 43)、そして州議会マルシャルは、それを議会の審議後、清書を作成した (§ 44)。

国王・中央政府と州議会を結び付けたのは、国王によって任命された州議会コミッサール (Landtagskommissar) であった。この職は、州の州長官が務めた。コミッサールの権限は以下のように規定されている。「彼 (州議会コミッサール) はすべての議事の仲介人である。シュテンデは、業務に必要なすべての情報・資料を彼にのみ送付する。彼は、朕の指示にしたがって、シュテンデに提案を知らせ、シュテンデからの説明や鑑定、そのほかの請願、苦情を受け取る」 (§ 35)。また、州議会コミッサールは、州議会を開会・閉会した (§ 32、§ 34、§ 37)。ただし、州議会コミッサールは、議会に陪席しない (§ 36)。

ブランデンブルク州議会の追加規定は 1825 年 8 月 7 日に布告され¹⁷、議員の定数を変更された。クーアマルクの第一身分はハルデンベルクレーフェントロウ伯爵 (Graf Hardenberg-Reventlow) が追加され、合計 23 となった。第二身分は単独票・集合票を持つ都市が規定され、合計 15 となった。第三身分は票の割り当てられる地域が決定したが、票数の変更はなかった。そのため、クーアマルクのシュテンデは合計 46 となる。ノイマルクとニーダーラウジッツでは票数は変更なかった。この結果、第一身分 35、第二身分 23、第三身分は 12 の合計 70 議席となった。この後、1839 年にクーアマルクでゾルムスーゾンネンバルデ伯爵 (Graf zu Solms-Sonnenwalde) に単独票が与えられ¹⁸、全体は 71 議席となった。

また、追加規定では、詳細が未定であった選挙・被選挙資格資が規定された。第一身分では、騎士領とは、1804 年以前にクライス議会に出席する権限を与えられていた所領、もしくは、他の支配者に属さず、その土地の住民への裁判権を持っている土地を所領とし、国王がその認可を与えたものとされた (第 3 条)。第二身分では、それぞれの規模の都市における所領の価値 (第 4 条)、第三身分では所領の規模が条件とされた (第 5 条)。

III. ブランデンブルク州議会

ブランデンブルク州議会は、1847 年までに全 9 回開催され、その開催場所は、クーアマルクシュテンデの伝統的な会合場所であったベルリンのシュパンダウ通りのラントシャフトハウスであった¹⁹。

なお、ブランデンブルク州議会は、その成立から 1845 年まで以下のように開催された²⁰。

¹⁷ GS 1825, S. 193-200.

¹⁸ GS 1839, S. 211.

¹⁹ Beck, S. 21.

| | 開催期日 | 開催場所 |
|-----|-------------------|------|
| 第1回 | 1824年10月3日-12月22日 | ベルリン |
| 第2回 | 1827年1月14日-3月12日 | ベルリン |
| 第3回 | 1829年1月11日-2月25日 | ベルリン |
| 第4回 | 1831年1月16日-3月8日 | ベルリン |
| 第5回 | 1834年1月26日-3月8日 | ベルリン |
| 第6回 | 1837年1月29日-4月15日 | ベルリン |
| 第7回 | 1841年2月28日-5月16日 | ベルリン |
| 第8回 | 1843年3月5日-4月29日 | ベルリン |
| 第9回 | 1845年2月9日-4月19日 | ベルリン |

1. 1820年代、1830年代の州議会

1824年の第1回ブランデンブルク州議会は、プロイセン王国全体の中でも一番最初に開催されたものであり、その意味で特別な重要性を持つ。

第1回ブランデンブルク州議会は、州議会からの祝祭的な建白という形式での服従宣誓の後、審議が始まった。まず州議会マルシャルが作成した議院規則について決議した。それは、内閣へ回送された確認された後、その他の同様な議院規則の模範となった。

州議会での審議の対象は、国王からの「提案 (Proposition)」と州議会の側からの「請願 (Bitte)」であった。

審議の出発点となったのは、国王の提案であった。提案に基づいて、1823年7月1日のブランデンブルク州議会の個別法の詳細に関して議論が行われた。この議論は、シュテンデ的紐帯の領域と境界と郡の新しい区分がずれていることから生じた。シュテンデは、アルトマルクのブランデンブルク州への再編入、ノイマルクのドラムブルク郡 (Kreis Dramburg) とシーフェルバイン郡の州への残留、それに伴う新しく創設されるフランクフルト郡のクーアマルクへの編入およびキュストリン郡のノイマルクへの編入の取り消しを要求した²¹。

また、都市条例の修正も提案された。この修正は、参事会の強化、市議会議員数の削減、選挙権に必要な収入の引き上げなどが目的としていたが、大都市の抵抗で失敗した。他の課題は、騎士領身分と都市の議員の選挙に関する第一・第二身分の間の票関係、コムーナル議会による第三身分の選挙区の点検でなどあった。さらに、税に関する内閣の諸提案と草案、1812年3月11日のユダヤ教徒の市民的・法的諸関係に関する勅令の修正、ラント火災組合規定に関する審議が行われた。

シュテンデの請願では、国家化されていた州救貧施設とベルリンのラントシャフトハウスのシュテンデ行政への奪回が目指された。さらに、営業法に関する提案、奉公人規定の要請、階級税の徴

²⁰ Obenaus, S. 729.

²¹ Beck, S. 21-22.

収の際のシュテンデの協働、農民所領の細分化 (Parzellierung) の制限、軍への穀物納入の増加に関して提案された。また、領主―農民諸関係の調整のための総務委員会の業務執行に関する苦情も提出された。

1825年8月17日の州議会決議において、ラントシャフトハウス、また国家監督の下ではあるが州救貧施設は州シュテンデの管轄に戻ることであり、またクーアマルクの新しい州火災組合規定が確約された。これに対し、郡の新しい区分の修正、州議会の第三身分の選挙の際のコムーナル議会の協働に関する提案、軍への穀物納入に関する提案は拒否された。他の請願は、審査のための当該大臣に委ねられるか、次回の州議会への審議へと継続となった²²。

1827年から1837年の第2回州議会から第6回州議会における審議は、第1回州議会においてとりあげられた課題によって決定されていたといえる。

まず、国王の提案では、郡の区分の問題が提起された。この問題は、州シュテンデの激しい抵抗を引き起こした。それは、州シュテンデ的結合を考慮しないフランクフルト郡とキュストリン郡の解体の要求を伴っていたためである。また、国王の提案においては、都市条令と1825年8月17日の郡条令の修正の問題、農業立法の領域では、領主―農民関係の調整に冠するゲマインデ分割に関する法案、農民土地所有の細分化に関する法案、狩猟区分割に関する法案が提出された。さらに、ゲマインデ分割に関する総務委員会の実施規定と家畜伝染病に関する法律の鑑定が行われた²³。

州シュテンデの請願や提案は、旧来からの権利の保護か再獲得にその主眼があった。

州シュテンデからの請願ではまず、州の境界と州シュテンデ的紐帯の境界の一致を目指した郡の区分の変更が要求された。さらに、火災保証制度では、プロイセン国家全体の火災協会制度の一般法を拒否し、州の火災協会規定、つまり州の個別規定を要求した。

さらに、行政改革によって喪失した特権の回復を目指した請願なされた。この分野には、新設された農村・都市裁判所、領主裁判権の廃止により喪失した裁判税の保証、居住地変更の際の地域警察の権限の保証、森林警察の保証などが含まれる。

また、州議会の請願には、新しい営業規定に関するものが増加した。これらの要求は、シュテンデが産業化の影響を受けていることを明らかにしている。営業の自由の要求がその主要なものであるが、それと関連して、居酒屋卸売権・鍛冶強制・皮剥特権など旧来の特権の償却の提案がなされた。さらに、商品交換の増大、商業活動の成長と結びついて、特にハーフェル川とシュプレー川の水路の規定が請願された²⁴。

第2回から第6回の州議会の請願において、州議会決議に至った大半は留保された。多くの鑑定と請願が当該大臣へ委ねられるか、次の州議会への審議へと延期された。たとえば、新しい営業規定は、策定が繰り返し約束されたにもかかわらず、対応する草案は作成されなかった。また、森林警察などは、より包括的な規定が予定されているとされた²⁵。

この間の恒常的な審議対象は、旧シュテンデ期から引き継がれているレーン権の問題、州シュテ

²² Beck, S. 23.

²³ Beck, S. 23-24.

²⁴ Beck, S. 24-25.

²⁵ Beck, S. 25.

ンデや州議会の内部事項、州のコムーナル事務の運営の3点であった。

州シュテンドは「州のコムーナル事務」として救貧行政、労働場 (Arbeithäuser)、助産施設 (Hebammeninstitute)、聾啞施設、精神病施設、盲人施設 (Blindenanstalt)、火災保険、電害保険 (Hagelversicherung)、道路建設基金などを自らの管轄として管理・決定できるようになった²⁶。ブランデンブルク州議会でも火災協会制度、救貧・矯正制度、居住権 (Heimatsrecht)、障害者福祉、とくに聾啞施設と精神病施設が一貫した審議対象となった²⁷。

このように州議会制度の形成期であるこの時期は、会期も不定であり、その権限も不明確なところがあった。また、議論の対象も旧シュテンド期からの特権の処理が恒常的な議題であった。しかし同時に、州シュテンドの領域とされた分野を自分たち独自で扱うようになり、州シュテンド制度自体をその実践から確立していったといえるだろう。

2. 1840年代の州議会

1840年、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム3世が亡くなり、フリードリヒ・ヴィルヘルム4世が即位した。フリードリヒ・ヴィルヘルム4世が州議会改革の意思を示したことから、州議会に変化が見られることとなる。その現れが、州議会議事録の公開であり、州議会の隔年ごとの定期開催であった。これらが結果として実現したため、プロイセン王国全体で1840年代の州議会の議事録は整備されることとなった。

1841年の第7回州議会における国王の提案は以下の通りである²⁸。

| |
|---|
| 1. A. 準備している委員会の開設、B. 「議事録」の公開、C. 州議会の二年毎の開催、D. 州議会の委員会の設立、E. 州議会議事録の印刷 |
| 2. 州議会議員選挙の開催に関する規定 |
| 3. 森泥棒に関する法律 |
| 4. 狩猟法違反に関する規定 |
| 5. 一般森林・狩猟規定 |
| 6. 公共河川の河川・河岸に関する法律 |
| 7. 堤防制度に関する法律 |
| 8. ブランデンブルク州における上級控訴審の設立 |
| 9. 保有地移転料義務に関する法律 |
| 10. 馬商売の資格証明の再導入に関する規定 |
| 11. 高位教員の年金規定 |

²⁶ Obenaus, *Anfänge des Parlamentarismus*, S. 193. 拙稿「19世紀前半プロイセンにおける州行政の成立ポーゼン州の『シュテンド施設』を事例として」青山学院大学文学部『紀要』44号(2003年2月)参照。

²⁷ Beck, S. 24.

²⁸ Schubert, S. 63-69; Hildebrandt, S. 58-59. なお、シュベルトとヒルデブランドでは、国王の提案の順番と数が異なっている。ヒルデブランドでは提案数は19となっている。ただし、内容は両者とも同じである。これは、議事録が数種類あり、参照している議事録が異なるための異同であると考えられる。

| |
|---|
| 12. 永代小作、永代借地、地代利権の償還の制限に関する法律 |
| 13. 新しい入植者の土地と資金の部分的譲渡に関する規定 |
| 14. 時効期限の短縮に関する 1838 年 3 月 31 日の法律の廃止に関する規定 |
| 15. 租税免除の承認 |
| 16. 相続での土地の税金の減免に関する法律 |
| 17. 州諸法 |
| 18. 従来法律手続きの督促 |

1840 年代最初の州議会における重大な課題は、州議会議事録の公開の問題であった。

争点となったのは、州議会議事録公開に関する州長官布告の作成の問題であった。委員会鑑定は、個人を特定できる情報を避け、州議会コミッサーである州長官に達したシュテンデの文章を公刊するとした。公開は、国家官吏により、プロイセン国家新聞に掲載されるとした。この提案に対して、第一身分から多くの反対があがった。州議会は行われた対立の完全な責任を日刊紙において負わなければならないので、彼らは、シュテンデの文書を基にした公開を拒否した。そこから報道の自由への要求が生じるので、あらゆる公開の形式に対して重大な懸念が表明された。第二身分を中心とする公開の支持者は、州議会マルシャルによる監督の下責任のある議員の編集と州議会コミッサーである州長官の承認の条件で公開を求めた²⁹。

続く票決において、国家官吏によるシュテンデ文書に基づいた議事録の公開に関する委員会鑑定の提案が否決された。その代わりに、議員は、州議会自身による公開に多数が賛成した。議事録の編集責任者として、第一身分から郡長マントイフェル (Otto Theodor von Manteuffel) が任命され、プロイセン国家新聞での公開が予定された。また、都市の代表者によって書籍商を通じた議事録の頒布による公開が提案されたが、この提案は否決された³⁰。

州議会からの請願は、承認されたもの、拒否されたものすべてを含んで 77 件であった³¹。そこには、以前の州議会で審議された対象が再び提案されていた。第二身分の議員選挙、火災組合事項、レーン事項、家族世襲財産、家産裁判制、保護権 (Patronat)、営業警察、オーデル湿地の新しい堤防 (Deichrolle) などである。また、経済的発展に対応して、商業警察・商業省の設立、手形法の問題、鉄道事項などが議論された。

1841 年 12 月 20 日の州議会決議は、提案に関する州議会の提案をすべて受け入れ、対応する法律や規定の作成での考慮を保証した。ただし、商業裁判所・商業省の設立要求を始めとした他の多くの請願は、当該大臣に委任された。また、第二身分の議員の選挙に関する提案などは拒否された³²。

1840 年代は、2 年ごとに州議会が開催された。1843 年に第 8 回州議会が、1845 年に第 9 回州議会が開催された。それぞれの州議会における国王の提案は以下の通りである。

²⁹ Schubert, S. 63-64.

³⁰ Beck, S. 25-27.

³¹ Schubert, S. 69-79.

³² Beck, S. 27-30.

1843 年の第 8 回州議会の提案³³

| |
|---|
| 1. 刑罰典草案 |
| 2. マルク州法の草案 |
| 3. ニーダーラウジッツ州法の草案 |
| 4. 所有期間の合算に関する規定 |
| 5. 5 年間の土地所有の必要性に関する規定 |
| 6. 執行の際の Bettwerk の解放に関する規定 |
| 7. 穀物の青田売りの関する規定 |
| 8. 対立による強制競売に関する規定 |
| 9. 封土の資産の担保化に関して男系家族の同意の必要性に関する規定 |
| 10. 1839 年 9 月 19 日のシュテンデ火災組合規定の変更 |
| 11. マルク＝ブランデンブルクのシュテンデによって提案された君主国のすべての州の網の巻き上げ法についての報告 |
| 12. 一般道路規定の草案 |
| 13. 市民権とそれに含まれる諸個人の義務に関する規定 |

1845 年の第 9 回州議会の提案³⁴

| |
|---|
| 1. 学校・教会学校の建築物に関する規定 |
| 2. 州法 |
| 3. 1825 年 4 月 21 日の法律の § 4、5、6、44、46 に関してアルトマルクにおいて生じた不明確さの排除に関する規定 |
| 4. 封土や家族世襲財産の永代賃貸借に関する法律 |
| 5. 週刊広告紙規制 (Intelligenzblattzwang) の廃止に関する規定 |
| 6. 下級行政官吏の租税徴収 (Sportulieren) についての規定 |
| 7. 奉公人 (Gesinde) に対する警察手続きに関する法律 |
| 8. 奉公人台帳の導入に関する規定 |
| 9. 都市での火災・建設警察規定の適用に関する規定 |
| 10. 皮剥業規制 (Abdeckereuzwang) の廃止に関する法律 |
| 11. 貧民の収容・拘禁・移送費用・経費の調達に関する法律 |

³³ Schubert, S. 79-87; Hildebrandt, S. 121.

³⁴ Schubert, S. 94-120; Hildebrandt, S. 209-211.

| |
|---|
| 12. クーアマルク (アルトマルクを除く)、ニーダーラウジッツ、ノイマルクの農村の火災・防火規定 |
| 13. クーアマルク (アルトマルクを除く)、ニーダーラウジッツ、ノイマルクの農村の建築監督規定 |
| 14. 農地監督規定 (Feldpolizeiordnung) |
| 15. ブランデンブルク州の漁業規定 |
| 16. 東部諸州の諸都市における地域税 (Servis-Abgabe) の他の方法の調達に関する法律 * Servis-Abgabe は都市における土地にかかる税金 |
| 17. 商業・産業流通における署名と社名に関する法律 |
| 18. クーアマルクのレーンの一定の処分簡素化に関する規定 |
| 19. 後見における印鑑と裁判費用の見積もりに関する規定 |
| 20. 一般ラント法の 395 条 21 項の I の適用に関する宣言 |

第 8 回、第 9 回州議会における国王の提案をみると、内部行政と司法制度の領域の規定がその中心にあったといえる。例えば、新たな刑法典の審議、都市・農村におけるポリツァイの監視の手段としての奉公人台帳の導入、一般道路規定などである。これらは、プロイセン国家一般に通じる規定を目指すものであった。

しかし、遅くとも 1843 年の第 8 回州議会における刑法典の審議の際に明らかになったのは、州議会は州を越えた法案にとって効果的な審議の場ではないことであった。八つの州議会がそれぞれ個別の見解を政府に提出することは、三月前期のプロイセン国家全体における統一的・実質的な刑法の改革を妨げた。また、他の全体国家的な法案では、個々の州議会での審議結果は、プロイセン国家全体の立法についてほとんど寄与しなかった³⁵。

州議会からの請願は、第 8 回州議会では 39 が提出された³⁶。第 9 回州議会の請願は承認されたものが 17、拒否されたものが 25 の計 42 であった³⁷。

これらの請願の多くは、30 年代終わりと同様に、産業化の進展、交通網の整備、資本主義的経済形態への圧力と関連するものであった。特徴的なのは、新しく変化した経済的諸関係を考慮した手形法・訴訟規定の導入、抵当規定の修正、営業税の値上げに関する議論であった。州における交通制度に関してはオストプロイセンへの鉄道建設の際に生じる諸問題、土地改良・水路保全の領域ではオーデル湿地の堤防と個人水路での益権の償却が提案された。他には、クーアマルクのレーン事項、ユダヤ教徒の市民的諸関係に関する規定、プロイセン海運会社 (Preussische Seehandlung) によるポツダムでの汽船 (Dampfmühle) の製造が請願された³⁸。

州議会決議は、両州議会によって提案されたすべての提案や鑑定に関して、規定の最終改定にお

³⁵ Schubert, S. 37.

³⁶ Schubert, S. 87-94.

³⁷ Schubert, S. 120-133.

³⁸ Beck, S. 30.

いて考慮するとした。また、商業・手形立法の迅速な作成が約束され、抵当規定の改定やユダヤ教徒の市民的諸関係については、それぞれ新法の審議が指示された³⁹。

1840年代の州議会は、プロイセン王国一般に通用する規定の審議が行われたが、州議会はそれに適した場ではないことが明らかになった。しかし同時に、州議会議事録が公開されるようになったため、州内部の世論形成の中心になったといえるだろう。

おわりに

1840年代初頭以来の全国レベルの議会設立の要望は、結果として1847年の連合州議会という形で結実した。翌1848年には、革命からプロイセン国民議会が成立した。そして、その後、普通選挙・三級選挙を導入したプロイセン議会が成立し、プロイセン国家には全国レベルの議会が定着することとなった。この結果、州議会の役割は大きな変化を蒙ることとなる。

ここまで見てきたように、州議会とは、州シュテンドを通じて州の一体性を国王に対して代表するものであった。具体的には、それぞれ個別の州の事柄をその任務としていたため、国家全体を見る場ではなかったため、プロイセン国家全体の統一的世論や立法を作り出す場ではなかった。

しかし、州議会は、1840年代には、議事録の公開、定期開催権の獲得などにより、州の世論の形成の場となっていた。また、同時に議事録に収録された提案、請願は当時の政治・経済・社会状況に州議会が対応しようとしていたことを示している。ブランデンブルク州議会の議論において明らかになるのは、プロイセン国家全体の資本主義化・産業化と州における州シュテンドとその権利のせめぎあいであったといえるだろう。「1840年代初め以来州議会の議論において営業、工業、商業、交通の立法、特に鉄道で共働の強化が認識されているにもかかわらず、政府代表のような自由主義的議員にとっては、州シュテンドは、機能しておらず、国家行政に阻害的な制度と考えられた」という評価はそのためである⁴⁰。

最後にもう一点、全国代表に関する議論に関して触れておきたい。ブランデンブルク州議会は、全国代表に関する議論を行わなかった。そのため、政治的教育の程度が低いと同時代人に評価されることとなった⁴¹。しかし、すでに見たように、ブランデンブルク州議会の議会も資本主義化に対応しており、決して近代化に遅れていたわけではなく、単純に政治的教育の程度が低いと見ることは難しいだろう。当時のブランデンブルク州の世論の特徴を検討するためにも、州議会議事録の分析、その他州との比較が改めて必要である。

³⁹ Beck, S. 30-31.

⁴⁰ Beck, S. 31.

⁴¹ Prutz, Robert, *Zehn Jahre. Geschichte der neuesten Zeit. 1840-1850*. Bd. 1 (Leipzig, 1850), S. 402-403. プルッツによれば、政治的教育の程度が低いのは、ブランデンブルク州、ポメルン州、ザクセン州。高いのはヴェストファーレン州。非常に高いのは、ポゼン州、シュレージェン州、プロイセン州、ライン州。特にプロイセン州とライン州は急進的と位置付けられた。